

介護保険事業者における報酬・加算算定の留意点について

1. 加算要件の確認

- ケアレスによる報酬返還の防止のため、報酬告示、解釈通知、関連する告示（「厚生労働大臣が定める…」）及び厚生労働省発出のQ & A等を確認すること。
- 要件は、単位数表、解釈通知その他の通知類及びQ & Aに分散している場合があるため、遺漏がないよう注意すること。
- 全ての加算が複数の要件を満たす必要があり、複数の要件のいずれかが抜けていることが算定誤りの典型的パターン。

【主な告示・解釈通知等】

- ・「指定居宅サービス（施設サービス等）に要する費用の額の算定に関する基準」
- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・厚生労働省が発した各種Q & A

2. 記録

- 加算の多くは、算定要件として、記録の整備が求められている。
- 明文上必須とされているか否かに関わらず、算定要件を満たしていることが事後的に確認できなければならないので、算定要件に関係する記録に関しては、事実上必須であると理解すること（日付、関係職員、サービス内容等）。
- 記録は行政の実地指導等のために作成するものではない。事業所において、算定要件の充足を記録に基づき確認した上で請求するために作成するものである。

3. 説明と同意（記録）

- 利用者の個別の加算については、基本的には、利用者に対する説明と同意及びその記録が必須。
- 利用者への説明と同意が必要な加算については、他の算定要件を満たしていても、当然に、同意がなければ算定できない。

4. 全員を対象とする加算と算定要件の関係

- 加算要件において「利用者ごとに…」となっている、原則として利用者全員に算定する加算についても、関係計画を作成していないなど、利用者個々に算定要件を満たしていない場合は、当該利用者については算定できない。

5. 認知症自立度の決定方法

- 最も新しい「主治医意見書」の判定を用いることとされており、意見書記載日に判定があったものとみなし、算定の可否を決定する。医師の判定がない場合に用いられる「認定調査票」についても、記載日を判定日とみなす。